

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 京都府
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第36号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金95万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年3月29日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実は、別紙1のとおり、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙2のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年1月28日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、B証券株式会社を介し、自己名義及び実兄のCの名義を用いて、自己及びCの計算において、

- (1) 大阪証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社プラコーの株式につき、別表記載のとおり、平成23年5月12日午前9時2分頃から同日午前10時38分頃までの間、5期間にわたり、大阪府中央区北浜1丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所において、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計33万2000株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計34万3000株の買付けの委託を行うなどし、
- (2) 東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ジーエヌアイグループの株式につき、別表記載のとおり、同年11月10日午後1時51分頃から同日午後2時11分頃までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計11万5000株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計10万1000株の買付けの委託を行うなどし、
- (3) 大阪証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社ファンドクリエーショングループの株式につき、別表記載のとおり、同月28日午前9時40分頃から同日午後0時56分頃までの間、3期間にわたり、大阪府中央区北浜1丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所において、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計13万株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計4万900株の買付けの委託を行うなどし、

もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

(単位：株)

番号	銘柄	行為期間 (平成23年)	証券会社	口座名義	委託株数		売買株数	
					売付	買付	売付	買付
1	プラコー	5月12日09時02分 ～5月12日09時04分	B証券	被審人	0	84,000	65,000	65,000
			B証券	兄	0	0	20,000	20,000
2	プラコー	5月12日09時12分 ～5月12日09時14分	B証券	被審人	0	40,000	57,000	57,000
			B証券	兄	0	0	0	0
3	プラコー	5月12日09時38分 ～5月12日09時41分	B証券	被審人	0	47,000	42,000	42,000
			B証券	兄	0	0	0	0
4	プラコー	5月12日10時05分 ～5月12日10時11分	B証券	被審人	0	74,000	57,000	57,000
			B証券	兄	0	20,000	21,000	21,000
5	プラコー	5月12日10時36分 ～5月12日10時38分	B証券	被審人	0	78,000	70,000	70,000
			B証券	兄	0	0	0	0
合計					0	343,000	332,000	332,000
6	ジーエヌアイグループ	11月10日13時51分 ～11月10日14時11分	B証券	被審人	0	85,000	105,000	105,000
			B証券	兄	0	16,000	10,000	10,000
合計					0	101,000	115,000	115,000
7	ファンドクリエーション グループ	11月28日09時40分 ～11月28日09時47分	B証券	被審人	0	10,000	33,100	33,100
			B証券	兄	0	5,000	15,100	15,100
8	ファンドクリエーション グループ	11月28日10時15分 ～11月28日10時25分	B証券	被審人	0	8,000	33,400	33,400
			B証券	兄	0	8,000	12,000	12,000
9	ファンドクリエーション グループ	11月28日12時55分 ～11月28日12時56分	B証券	被審人	0	9,900	26,400	26,400
			B証券	兄	0	0	10,000	10,000
合計					0	40,900	130,000	130,000

(別紙2)

2 法令の適用

法174条の2第1項、159条2項1号、174条の2第6項2号、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の17第2項1号、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

(1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表に掲げる事実につき

番号1の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ85,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(85,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(32 \text{ 円} \times 85,000 \text{ 株}) - (31 \text{ 円} \times 85,000 \text{ 株}) = 85,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円

の合計額85,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨

て、80,000円となる。

番号2の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ57,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(57,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (34\text{円} \times 20,000\text{株} + 35\text{円} \times 37,000\text{株}) \\ & - (32\text{円} \times 55,000\text{株} + 33\text{円} \times 1,000\text{株} + 34\text{円} \times 1,000\text{株}) \\ & = 148,000\text{円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額148,000円となり、法第176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、140,000円となる。

番号3の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ42,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(42,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (38\text{円} \times 42,000\text{株}) \\ & - (36\text{円} \times 38,000\text{株} + 37\text{円} \times 2,000\text{株} + 38\text{円} \times 1,000\text{株} + 39\text{円} \times 1,000\text{株}) \\ & = 77,000\text{円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額77,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、70,000円となる。

番号4の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ78,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(78,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控

除した額

(37 円×78,000 株)

－ (36 円×72,000 株+37 円×5,000 株+38 円×1,000 株)
=71,000 円

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円

の合計額 71,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、70,000 円となる。

番号 5 の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 70,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (70,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(38 円×70,000 株)

－ (37 円×64,000 株+38 円×5,000 株+39 円×1,000 株)
=63,000 円

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円

の合計額 63,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、60,000 円となる。

番号 6 の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 115,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (115,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(82 円×10,000 株+85 円×105,000 株)

－ (82 円×70,000 株+83 円×30,000 株+84 円×14,000 株
+85 円×1,000 株)
=254,000 円

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円

の合計額 254,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、254,000 円となる。

て、250,000円となる。

番号7の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ48,200株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(48,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(70円×48,200株)

－ (68円×15,000株+69円×26,000株+70円×5,800株
+71円×1,200株+72円×200株)

=54,400円

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円

の合計額54,400円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

番号8の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ45,400株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(45,400株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(74円×45,400株)

－ (70円×36,500株+71円×4,300株+72円×4,400株+74円×200株)

=167,700円

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円

の合計額167,700円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、160,000円となる。

番号9の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ36,400株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(36,400株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証

券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (77 \text{ 円} \times 36,400 \text{ 株}) \\ & - (75 \text{ 円} \times 35,600 \text{ 株} + 76 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 77 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \\ & = 71,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 71,800 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、70,000 円となる。